

ドイツの縮退プログラムにおける公民連携型の住環境再整備と日本への示唆
ー建設法典第 171c 条「都市改造契約 Stadtumbauvertrag」の運用実態と課題に注目してー

代表 太田 尚孝（福山市立大学都市経営学部都市経営学科 准教授）

〔研究報告要旨〕

本研究では、わが国の人口減少・需要縮小時代の都市計画制度のあり方を考えるために、ドイツの縮退事業における公民連携に注目した。具体例としては、建設法典第 171c 条の「都市改造契約 Stadtumbauvertrag」について、制度体系や実践状況の調査を行った。文献調査や統計資料の整理、マグデブルク市におけるヒアリング調査から明らかになった点は以下のとおりである。

第一に、都市改造契約の特徴は、①縮退事業に関わる公民連携の様々な手法の一つとして位置付けられていること、②地区構造の大規模な改編時に利用される手段であること、③裁量的な判断に基づく契約内容であること、といえる。

第二に、都市改造契約の成果と課題は、①都市改造契約によりアクター間の目標が共有化されたこと、②一方で調整・時間コストについては改善が求められていること、③強制的に契約を履行させることができないこと、である。

そのうえで、日本への示唆としては、①地区の事情に応じた制度設計と運用が求められていること、②計画プロセスの透明化が必要であること、③公民連携はあくまで手段であり目的を達成するために地区レベルでのマネジメントを考えるべきであること、とした。